

岐阜市上土居西自治会規約

(名称)

第1条 本会は岐阜市上土居西自治会(以下、本会という)と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、常磐自治会連合会の規約に基づき、自治精神の高揚と住民の福祉向上を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、上土居2丁目(一部下土居を含む)、上土居3丁目(一部上土居を含む)、(以下区域内という)に居住する世帯主の代表者をもって組織する。

(自治会費、入会金)

第4条 会員は、別に定める自治会費を所定の手続きによって納付するものとする。又、新しく区域内に入居し本会に入会する場合は、別に定める入会金を納付するものとする。なお、一旦納付された自治会費、並びに入会金は返還しないものとする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 区域内住民の親睦に関する事
- (2) 広報資料の収集とその周知徹底に関する事
- (3) 市政に対する理解を深めるとともに市民意思の把握反映に関する事
- (4) 共同財産の管理及び共同負担に関する事
- (5) 市民生活の向上に資する各種事業の計画・実施に関する事
- (6) 安心・安全に関する事 (災害への備え、災害時への対応)
- (7) その他区域内の発展及び協力に関する事

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名(庶務担当、会計担当)
なお、会長を含め、以下三役という。
- (3) 組長
上土居2丁目(一部下土居を含む)組長、上土居3丁目(一部上土居を含む)組長 各1名
- (4) 班長
班長 各1名
- (5) 顧問
若干名
- (6) その他 必要に応じ、役員総会の承認を得て必要な役員をおくことができる。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員は、次に掲げる職務を誠実に実行するものとする。

- (1) 会長
会長は、本会を代表し会務を統括するとともに、西・東自治会に共有の公民館等資産の維持管理に関する事項を主管する。
- (2) 副会長
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。なお、庶務担当は会議の運営、その他庶務事項を、会計担当は会務運営に関する会計業務と西・東自治会に共有の会計業務を担当する。

(3) 組長

組長が所属する組の班を統括するとともに、本会における会計業務の監査、西・東の共有財産の会計監査及び三役候補者の選任を行う。

(4) 班長

班長は班を代表し会務を行う。

(5) 顧問

顧問は、役員の選出及び会務運営等に関する指導、助言を行う。

(役員の選出)

第8条 三役は、推薦または選挙により定時総会(新旧役員総会)において選出する。

新会長には、現会長、及び組長2名が協議のうえ、適任者を推薦する。副会長は、組長が協議のうえ2・3丁目で各1名ずつ2名を推薦する。組長は各丁目ごとに、班長は各班で選出する。

(役員の任期)

第9条 会長・副会長の任期は1年とし再選を妨げない。

組長・班長の任期は各丁目・各班の自主性によるものとする。なお、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

顧問は、会長の委嘱、解嘱をもって任期とする。

(役員役務費)

第10条 役員には、別に定める金額を役務費として支給する。但し、顧問は無償とする。

(会議)

第11条 本会の会議は次のとおりとする。

(1) 会員総会

全会員を対象とする総会で、本会の消滅、分割など自治会の存続に関わるような重要事項を決する場合に開催する。但し、会員を対象とする住民投票をする場合は、それを以て会員総会に替えることができる。

(2) 定時総会(新旧役員総会)

新旧役員による引継及び規約第12条に定める事項を審議する。定時総会は毎年3月に開催する。

(3) 臨時総会(役員総会)

役員をもって構成し、規約第12条に定める事項を審議する必要がある場合に開催する。

(4) 役員会

三役及び組長をもって構成し、会務の運営方針や細則の変更等を協議する。

(5) 議決

総会は、委任状を含め会員の過半数の出席により成立し、多数決によって決する。住民投票の場合は、会員の過半数の投票により成立し、多数決によって決する。

(6) 招集

会議は、三役又は組長が開催を必要としたとき、会長が招集する。

(総会審議事項)

第12条 定時総会または臨時総会の審議事項は次のとおりとする。

(1) 規約の改定

(2) 事業・行事報告と収支決算書の承認

(3) 事業・行事計画と収支予算書の承認

(4) 三役の選出

(5) 共有公民館の新・改築等、共有財産の維持・管理に関わる事項

(6) その他重要事項

(事業年度)

第13条 本会の年度事業は、4月1日から翌年の3月31日までとする。但し、新役員選出のため3月に定時総会が開催されるので、会計年度は3月1日から翌年の2月末日までとする。

(会計)

第14条 会計担当は、現金の入出金に際しては、当該証拠書類に基づき金銭出納簿に記帳し、常に現金・預金の残高を確認する。収支決算書を総会提案する場合は、事前に組長の監査を受けるものとする。

(帳簿類の管理・保管)

第15条 三役は、その職務に応じ次に掲げる帳簿類を管理・保管しなければならない。なお保管期限は別途定められた期間とする。

(1) 名簿類

会員名簿、役員名簿、各種団体代表者名簿、その他会務運営に必要な名簿

(2) 会務運営書類

規約(細則を含む)、契約書、行政・上部団体からの通知文書

(3) 会計帳票

現金通帳、現金出納帳及び証拠書類、決算書・予算書、会費徴収簿

(4) その他

会長が必要とする資料

(功労金)

第16条 本会の運営にあたって、永年にわたり功績のあった人に対して別に定める基準により功労金を支給することができる。

(各種団体助成金)

第17条 区域内で活躍する各種団体又は役員に対して、自治会活動事業の促進を図るため、所定の助成金を支給する。

(弔慰金)

第18条 会員又は会員の家族が死亡した場合は、別に定める金額を弔慰金として支給する。

(共有公民館管理)

第19条 上土居自治会は、平成30年4月1日より上土居西自治会と上土居東自治会に分割されたが、上土居公民館は、西東の共有の公民館として両自治会が利用できる。尚、自治会員以外の利用については、有料を基本とする。

(両自治会の協議)

第20条 上土居西、上土居東の共有の財産、資産等に関し、定めのない事項は、両自治会で協議する。

付則 規約の改定

平成2年4月1日、平成5年4月1日、平成9年4月1日、平成13年4月1日、平成17年4月1日、平成24年4月1日、平成28年3月13日、平成28年5月8日、平成28年7月17日、平成29年11月1日、平成30年8月1日(分割による改定)

細 則

(目的)

1. この細則は、規約に定める規定の細部事項(金銭等)について定める。

(自治会費)

2. 規約第4条に定める自治会費の金額と納入方法は、次のとおりとする。

本会の自治会費は、1世帯あたり月額500円とし、原則として前期、後期に分けて各6ヶ月分を納付する。
但し、新加入者の入会時年度自治会費は、月割計算で納付するものとする。

納付方法は、各班の班長か会計が所属会員から徴収し、会計担当副会長の指定する口座に振込む。

(入会費)

3. 規約第4条に定める入会金の金額と納付方法は、次のとおりとする。

(1) 持ち家(家屋購入、新築)で新加入される方

5,000円

(2) アパート、借家等を借り受けて新加入される方

2,000円

納付方法は、入会が確認された際、自治会役員が徴収し、会計担当副会長の指定する口座に振込む。

(役員の仕事費)

4. 規約第10条に定める役員仕事費の金額(年額)は、次のとおりとする。

会長40,000円 副会長20,000円

組長15,000円 班長 5,000円

支給期日は、年度最終臨時総会(役員総会)開催日とする。

(功労金)

5. 規約第16条に定める功労金の支給基準は、次のとおりとする。

会長、副会長の在籍が10年以上の該当者

会長職経験者 50,000円

副会長職経験者 30,000円

なお、功労金については、事前に総会へその旨報告し、感謝の意を表した賞状(会長名)とともに支給する。

(各種団体助成金)

6. 規約第17条に定める助成金の支給対象と金額は次のとおりとする。

団体名又は役員名	金額(円)/年	団体名又は役員名	金額(円)/年
老人クラブ	20,000	日赤奉仕団	15,000
女性防火クラブ	10,000	交通安全協会	10,000
体育振興委員 (男)	15,000	岐阜市交通安全女性	10,000
体育振興委員 (女)	15,000	いきいきサロン	10,000
子供会	15,000	青少年育成市民協議会 会長・副会長	15,000

(弔慰金)

7. 規約第18条に定める弔慰金は、5,000円とし、本会を代表して会長または副会長が届ける。

なお、家族とは同居人又は扶養親族とする。

(細則の改定)

8. 細則改定の必要が生じた場合は、役員会で協議のうえ改定する。当該改定内容は、改定後最初に開催される総会に報告する。

(自治会分割に伴う共有会計)

9. 分割後の共有会計の種類と分担は、下表による。なお、定めのない事項や今後の変更については西・東自治会で合同で協議する。

注1. 新規に共有の口座 ①「上土居西・東 一般会計」を設ける。②、③は、名称変更のみ。

注2. 「公民館維持関係費用」とは、修繕及び新築・改築をいう。

口座名称		管理分担 (口座名義)		備考
分割前・旧名称	分割後・新名称	西自治会	東自治会	収入・支出
	① 上土居西・東 一般会計 (注1)	※西・東持回り		・共有部分の収入・支出
② 特別会計 (従来の積立金)	③ 上土居西・東 特別会計		東会長	・各自治会の一般会計・繰越金の一部 ・公民館維持関係費用 (注2) ・災害への備え対応
③ 特別会計 (従来の一村総持)	④ 公民館維持 特別会計	西会長		・公民館維持関係費用 (注2)

10. 特別会計(一村総持)の経緯について

〈一村総持口座の経緯〉

昭和55年以前は、現在の自治会に相当する組織が上土居広報会と上土居中野広報会の名称で存在しており、中野地区に共有で土地を所有していた。鳥羽川の災害対策改修工事でその土地を岐阜県に売却することになり、この時の売却で得た金額を、上土居広報会は、広報会会員共有の財産として「上土居地区・一村総持」口座として管理を行ってきた。その後、上土居広報会は上土居自治会に名称変更となった。

11. 共通業務の分担

時期	行事・業務	内容
1	みこし 協力	西・東自治会が、子供会に協力する。
2	ゴミゼロ運動、 クリーンシティぎふ	回覧作成及び軍手・ゴミ袋購入を西・東自治会交替で担当する。
3	企業協力金	毎年、西・東の3役が分担し区域内各企業より協力金を頂く。各自治会に報告後、企業には書面にてお礼をする。
4	公民館予約・ 鍵管理担当	H30年度以降は、西・東の会長が協議して決める。
5	公民館の備品、 維持管理 担当	H30年度以降は、西・東の会長が協議して決める。 例(建物補修、什器備品管理---床の修理、家電製品故障修理、電池補充・交換、ゴミ袋補充など)
6	会計監査	毎年3月初旬に、共有の会計【新規「西・東一般会計」】【特別会計2種類】の監査を両自治会の組長全員が実施する。

付則 規約の改定

平成30年8月1日

以上